

臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書

- 本書は証券取引法並びに企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく臨時報告書を開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年6月30日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記方法により提出した臨時報告書の添付書類は含まれておりません。

丸 善 株 式 会 社

東京都中央区日本橋2丁目3番10号

(431006)

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年6月30日

【会社名】 丸善株式会社

【英訳名】 Maruzen Company, Limited.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 村田 誠四郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋2丁目3番10号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の
場所で行っております。)

【電話番号】 03 - 3272 - 7018

【事務連絡者氏名】 管理本部財務統括センター長
若生 哲郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目9番2号

【電話番号】 03 - 3272 - 7018

【事務連絡者氏名】 管理本部財務統括センター長
若生 哲郎

【縦覧に供する場所】 丸善株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目2番7号)

丸善株式会社 関西支社

(大阪市中央区博労町3丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成17年6月29日開催の定時株主総会において、第三者割当による優先株式の発行を決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

当社は、次のとおり第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式、第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式及び第1回H種優先株式を発行する。

優先株式発行要項

1. 株式の種類

第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式、第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式及び第1回H種優先株式

2. 発行新株式数

第1回A種優先株式については11,120株、第1回B種優先株式については11,120株、第1回C種優先株式については11,120株、第1回D種優先株式については11,120株、第1回E種優先株式については7,410株、第1回F種優先株式については7,410株、第1回G種優先株式については7,410株及び第1回H種優先株式については7,410株、合計74,120株

3. 発行価額

各種優先株式とも、1株につき135,000円

4. 発行価額の総額

第1回A種優先株式については1,501,200,000円、第1回B種優先株式については1,501,200,000円、第1回C種優先株式については1,501,200,000円、第1回D種優先株式については1,501,200,000円、第1回E種優先株式については1,000,350,000円、第1回F種優先株式については1,000,350,000円、第1回G種優先株式については1,000,350,000円及び第1回H種優先株式については1,000,350,000円、合計10,006,200,000円

5. 発行価額中の資本組入額

各種優先株式とも、1株につき金67,500円

6. 資本組入額の総額

第1回A種優先株式については750,600,000円、第1回B種優先株式については750,600,000円、第1回C種優先株式については750,600,000円、第1回D種優先株式については750,600,000円、第1回E種優先株式については500,175,000円、第1回F種優先株式については500,175,000円、第1回G種優先株式については500,175,000円及び第1回H種優先株式については500,175,000円、合計5,003,100,000円

7. 申込期日

各種優先株式とも、平成17年6月29日

8. 払込期日

各種優先株式とも、平成17年8月4日（予定）

9. 配当起算日

各種優先株式とも、平成17年4月1日

10. 発行方法

各種優先株式とも、第三者割当の方法により、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社に全株式を割り当てる。

11. 優先配当金

a) 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、各決算期日最終の株主名簿に記載又は記録された各種優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は各種優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、各決算期日最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当社普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、各種優先株式1株につき下記b)に定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、平成18年1月31日に終了する営業年度及び平成19年1月31日に終了する営業年度における優先配当金の支払いは行わない。

b) 優先配当金の額

- 1) 優先配当金の額は、優先株式の発行価額（135,000円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率（以下「優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 2) 優先配当率は、次回配当率修正日（下記4）に定義される。）の前日までの各営業年度について、以下の算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成18年1月31日に終了する営業年度

優先配当率 = 0%

平成19年1月31日に終了する営業年度

優先配当率 = 0%

平成20年1月31日に終了する営業年度

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 3.00%

平成21年1月31日に終了する営業年度

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 3.50%

平成22年1月31日に終了する営業年度

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 4.00%

平成23年1月31日に終了する営業年度

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 4.50%

平成24年1月31日に終了する営業年度から平成28年1月31日に終了する営業年度まで

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 7.50%

平成29年1月31日に終了する営業年度以降

優先配当率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 10.00%

- 3) 優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 4) 「配当年率修正日」は、平成20年2月1日及び、以降毎年2月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。
- 5) 「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成19年2月1日又は各配当年率修正日及びその直後の8月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

c) 累積条項

当社は、ある営業年度において優先株主又は優先登録質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「優先株式累積未払配当金」という。)については、優先配当金に先立ってこれを優先株主又は優先登録質権者に支払う。

d) 非参加条項

優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

- a) 当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき135,000円及び優先株式累積未払配当金相当額の合計額(以下「優先残余財産分配金」という。)を支払う。
- b) 優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 償還請求権

- a) 第1回A種優先株主及び第1回A種優先登録質権者は、平成19年以降の毎年定時株主総会開催日(同日を含む。)から、第1回B種優先株主及び第1回B種優先登録質権者は、平成20年以降の毎年定時株主総会開催日(同日を含む。)から、第1回C種優先株主及び第1回C種優先登録質権者は、平成21年以降の毎年定時株主総会開催日(同日を含む。)から、第1回D種優先株主及び第1回D種優先登録質権者は、平成22年以降の毎年定時株主総会開催日(同日を含む。)から、それぞれ毎同年12月末日(同日を含む。)までの期間において、当社の前営業年度の配当可能利益から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を、償還請求日が属する営業年度における償還の上限として、優先株式の全部又は一部の償還請求を行うことができ、当社は、当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。

b) 同日において、上記a)本文の上限額を超えて各種優先株式を有する株主及び登録質権者からの償還請求があった場合、上記a)本文の限度額を償還請求があった各種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該優先株式の償還限度額とし、償還すべき優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

c) 当社は、優先株主及び優先登録質権者に対し、償還の対価として、1株当たり金135,000円に、償還日の属する営業年度における優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額を支払うものとする。

14. 買入消却

a) 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって優先株式を買い受け、さらにこれを消却することができる。

b) 当社が優先株式を買い受け又は消却する場合、一又は複数の種類の優先株式について、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

15. 強制償還

a) 当社は、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の全部又は一部については平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回E種優先株式の全部又は一部については平成19年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回F種優先株式の全部又は一部については平成20年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回G種優先株式の全部又は一部については平成21年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、第1回H種優先株式の全部又は一部については平成22年以降の毎年定時株主総会開催日（同日を含む。）から、それぞれ毎同年5月31日（同日を含む。）までの期間において、優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。

b) 償還価額は、1株につき、金139,050円に、償還日の属する営業年度における優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）並びに優先株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。

c) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

16. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

a) 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

b) 当社は、優先株主には、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

17. 転換予約権

a) 転換を請求し得べき期間

第1回A種優先株式については平成18年9月1日以降、第1回B種優先株式については平成19年9月1日以降、第1回C種優先株式については平成20年9月1日以降、第1回D種優先株式については平成21年9月1日以降、第1回E種優先株式については平成19年6月1日以降、第1回F種優先株式については平成20年6月1日以降、第1回G種優先株式については平成21年6月1日

以降、及び第1回H種優先株式については平成22年6月1日以降とする。

b) 転換の条件

各種優先株式は、以下に定める条件で、当社の普通株式に転換することができる。

1) 当初転換価額

当初転換価額は、普通株式1株当たり135円とする。

2) 転換価額の調整

(A) 転換価額は、上記a)にそれぞれ定める日以降、下記(B)に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{発行・処分価額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

(B) 転換価額調整式により優先株式の転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記(F)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、普通株式に転換され若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合は除く。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\begin{array}{r} \text{株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{(調整前転換価額 - 調整後転換価額)} \times \text{調整前転換価額をもって転換により} \\ \text{当該期間内に発行された株式数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{調整後転換価額} \end{array}}$$

() 下記(F)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換され又は転換することができる株式を発行する場合

調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日に、発行される株式全てが転換されたものとみなし、その払込期日の

翌日以降、又は株主割当日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日に、発行される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額（商法第341条の15第5項又は第280条の20第4項に規定される1株当たりの発行価額をいう。以下本項において同じ。）が下記(F)に定める時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合

調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が決定される日に、発行される全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (C) 当社は、上記(B)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少又は普通株式の併合その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合

- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

- (D) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (E) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (F) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(B)()但書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (G) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(H) 転換価額調整式で使用する「1株当たりの発行・処分価額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

() 上記(B)()の場合には、当該発行価額又は処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）

() 上記(B)()の場合には、0円

() 上記(B)()の場合には、当該転換価額

() 上記(B)()の場合には、当該1株当たりの発行価額

(I) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該各日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

3) 上記2)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を優先株主に通知する。但し、上記2)(B)()但書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{した優先株式の発行価額の総額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{優先株式累積} \\ \text{未払配当金相当額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

5) 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

6) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び優先株式の株券が上記5)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

18. 普通株式への一斉転換

平成32年1月30日までに転換請求のなかった各種優先株式は、平成32年1月31日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各種優先株式1株の払込金相当額及び当該各種優先株式に係る各種優先株式累積未払配当金相当額の合計額を、135円（以下「一斉転換価額」という。）で除して得られる数の当社の普通株式に転換（以下「一斉転換」という。）される。但し、転換価額が一斉転換日までに上記17. b)2)により調整された場合には、一斉転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める1株に満たない端数に関する処置に準じてこれを取り扱う。

19. 期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

各種優先株式の転換請求又は一斉転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換請求又は一斉転換がなされた日の属する営業年度の2月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

20. 議決権

a) 第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、以下に定める場合においては議決権を有する。なお、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式に関し下記1)又は2)と同様の事由が生じた場合においても、他の当該優先株式の株主は議決権を有するものとする。

1) 当該優先株主に対して優先配当金及び優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、当該優先株主に対して優先配当金及び優先株式累積未払配当金相当額全額を支払う旨の決議がなされた定時株主総会の終結の時まで、議決権を有する。

2) 当社が、償還請求のあった第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式又は第1回D種優先株式について償還に応じることができなかった場合には、未償還の優先株式に係る優先株主は、その後の当社株主総会において議決権を有する。

3) 平成19年1月31日に終了する営業年度以降のある営業年度末日における当社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円未満となった場合には、当該営業年度に係る定時株主総会から、その後初めに当社の連結損益計算書上の営業利益が1,500,000,000円以上となる営業年度に係る定時株主総会の終結の時まで、第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主は議決権を有する。

b) 第1回E種優先株主、第1回F種優先株主、第1回G種優先株主及び第1回H種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

21. 優先順位

a) 各種優先株式相互の優先配当金及び累積未払配当金の支払順位は、同順位とする。

b) 各種優先株式相互の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

22. 上記各項のほか、新株式の発行は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当なし

募集又は売出しを行う地域

該当なし

新規発行による手取金の額および用途

1. 第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式、第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式及び第1回H種優先株式の新規発行による手取金の額

発行価額	10,006百万円
発行諸費用の概算額	20百万円
差引手取概算額	9,986百万円

2. 第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式、第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式及び第1回H種優先株式の新規発行による手取金の用途

調達する資金については、新規事業開発、新規出店など収益基盤の拡大に必要となる投資余力の確保、並びに有利子負債の圧縮などに充当の予定である。

新規発行年月日

平成17年8月4日(予定)

当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称
該当なし

その他の事項

平成17年6月30日現在の発行済株式総数及び資本の額

発行済株式総数

普通株式	108,162,360株
資本の額	12,827,783,426円

割当予定先の概要および当社との割当予定先との関係等

割当予定先の氏名又は名称		大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社		
割当株式数		第1回A種優先株式	11,120株	
		第1回B種優先株式	11,120株	
		第1回C種優先株式	11,120株	
		第1回D種優先株式	11,120株	
		第1回E種優先株式	7,410株	
		第1回F種優先株式	7,410株	
		第1回G種優先株式	7,410株	
		第1回H種優先株式	7,410株	
		合 計	74,120株	
払込金額		第1回A種優先株式	1,501,200,000円	
		第1回B種優先株式	1,501,200,000円	
		第1回C種優先株式	1,501,200,000円	
		第1回D種優先株式	1,501,200,000円	
		第1回E種優先株式	1,000,350,000円	
		第1回F種優先株式	1,000,350,000円	
		第1回G種優先株式	1,000,350,000円	
		第1回H種優先株式	1,000,350,000円	
		合 計	10,006,200,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号		
	代表者の氏名	代表取締役 渡辺 秀雄		
	資本の額(注)	20億円		
	事業の内容	投資業務、各種ファンドの組成・運営等		
	大株主及び持株比率(注)	大和証券エスエムピーシー株式会社 (100%)		
割当予定先と当社との関係	出 資 関 係 (注)	当社が保有している割当予定先の株式の数	-	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-	
	取引関係等	営業取引	該当なし	
		営業取引以外の取引	該当なし	
		人的関係	割当先出身の社外取締役 2名	
当該株券の保有に係る事項		該当なし		

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係は、平成17年3月31日現在のものである。

以上